

日本工学会功労賞事務研究委員会内規

平成 27 年 9 月 30 日改正

平成 29 年 11 月 8 日改正

1. 目的

本内規は、日本工学会功労賞規程第 3 条に基づき、事務研究委員会が功労賞の授賞候補者を推薦する手続きについて定める。

2. 授賞候補者の選考

(1) 授賞候補者の選考は、事務研究委員会において毎年度初めに選出された選考委員によって行なう。

(2) 事務研究委員会の委員長は、前項によって選考された授賞候補者を、委員会の承認を得て、原則として 1 月末日までに日本工学会会長に推薦する。推薦の様式は、別にこれを定める。

(3) 授賞者数は、原則として年間 3 名程度とする。

3. 選考基準

所属学協会が推薦時点で本会の会員であることに加え、

(1) 一定の期間（通算 10 年程度）以上事務研究委員会の委員として事務研究委員会の活動に貢献した者で、所属学協会の定める定年を迎えた者、かつ事務研究委員会委員を退任した者。

(2) 事務研究委員会の委員長、副委員長として事務研究委員会の活動に貢献した者で、所属学協会の定める定年を迎えた者、かつ事務研究委員会委員を退任した者。

(3) 基準(1)および基準(2)以外の者で、事務研究委員会の選考委員会が特に日本工学会の事業に対して功労があったと認める者で、所属学協会の定める定年を迎えた者。

(4) 上記(1)から(3)の「所属学協会の定める定年」については、所属学協会の定める定年齢を超えて、嘱託などで勤務を継続する者は、定年を迎えたものとする。

4. 改廃

本内規の改廃は、事務研究委員会が行う。

以上